

令和6年度第8回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和6年11月26日（火）

（豊岡市役所本庁舎大会議室）

議事日程

令和6年11月26日 午後1時27分開会

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

1 番 平 峰 英 子 委員

2 番 尾 藤 光 委員

日程第2 会期の決定 11月26日 1日間

日程第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 第52号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第5 第53号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第6 第54号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第7 第55号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第8 第56号議案 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する届出書受理について

日程第9 第57号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第10 第58号議案 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第11 第59号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について

出席委員（18名）

1 番 平 峰 英 子

2 番 尾 藤 光

3 番 仲 川 弘 之

4 番 西 沢 泰 裕

5 番 霜 澤 良 雄

6 番 宮 岡 正 則

7 番 桑 田 均

8 番 瀧 下 康 徳

9 番 大 谷 均

10 番 川 崎 重 雄

11 番 田 中 竹 治

12 番 石 原 章 二

13 番 早 水 博 子

14 番 原 清 美

15 番 和 田 茂 孔

16 番 鳥 尾 勝

18 番 井 谷 勝 彦

19 番 村 田 憲 夫

欠席委員（１名）

17 番 高 尾 利 美

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一

主幹兼係長……………垣 谷 吉 宣

主 査……………西 田 弥

主 事……………岡 森 星 歌

午後１時２７分開会

会長挨拶

○議長（村田 憲夫） みなさんこんにちは。 ちょっと時間、 早いですが全員揃いましたので始めたいと思います。 今日は第８回農業委員会総会ということでご出席ありがとうございます。 １１月の中盤になり、 ここ数日寒かったですけど、 今日はちょっとぬくいなということで、 寒くなったり暖かくなったりというような状況ですので、 どうか健康には十分注意していただきたいと思います。

令和６年度視察研修ということで１１月２０日、 ２１日に鳥取県倉吉市に行ってまいりました。 ２日ともいい天気で非常に良かったと思います。 その中で倉吉の農業委員会に遊休農地の解消のために、 市単独で補助金を付けているということを説明してもらい、 後で意見交換をしてまいりました。 なかなか市単独で予算を付けるというのは大変だったと思います。 私どもの場合豊岡市はまだまだそこまでいけてません。 来年の意見書でそういうことも入れていってもいいかなと思います。 市長も一緒になって遊休農地のパトロールをされているということで写真もありましたし、 だから市長とか、 市長が無理だったら農林水産課の課長でも一緒に来てもらって、 現状を見ていただくということも必要ではないかなと思いました。

また話は変わりますがけれども、 私も家で野菜を作っています。 大根とか白菜とか。 ここ４、 ５日で寒い日が続いてやっと白菜もまいてきました。 農業というのは非常に、 野菜でもそうですしお米でも、 やはり自然に影響されます。 そこに資材の高騰とか肥料の高騰ということもあり、 大変農家さんも苦勞されています。 その中で農地の維持管理が難しくなってますけど、 私たち農業委員、 推進委員も農地の最適化に向けて今まで以上に進めていけないといけないと思います。 農地の最適化というのは今の農地を５年先、 １０年先に農地のまま次の人に繋いでいくということです。 非常に大変ですけどそういう活動を農業委員、 推進委員に私たちもお願いしていますし、 国もそういう動きをしています。 農地を守らないと農村もなくなってしまうということで、 今、 重点施策で地域計画の作成にみなさんも地域に入って取り組んでいただいていると思います。 なかなか地域計画も道半ばです。 農林水産課の８月現在の集計では２３７集落のうち７２パーセントが意思表示をされている

と。策定済みというんですか、基礎資料の提出が117集落、協議の場の公表が1集落、策定済みというのが25集落ということで、わずか7.91パーセントが完成したということで、まだまだ道半ばです。その中でうちは地域計画を作成しないというところは53集落あります。16.7パーセントですか。豊岡市全体では92パーセントぐらいは土俵の上に乗ってそういうふうに意思表示をしていただいているのが現状ですけれども、先ほど言いましたけれども、策定済みはまだまだ25集落です。237のうち25集落ということで、今、農林水産課の職員が3人か4人一緒になって地域の現状地図をもとにして5年先、10年先誰に農地を預けるかということの目標地図の策定を行っておられます。12月、1月、2月ちょうど冬の間でしょうけども、その間に地域の話し合いに参画してくださいよという話もあると思いますので、どうかみなさまお声が掛かったら率先して地域に出向いて、みなさんの意見を聞きながら良いアドバイスをいただけたらと思います。

それでは提出議案も多くありますので慎重審議のほどよろしくお願いします。

○議長（村田 憲夫） 本日は多くの案件を抱えていますので、委員のみなさん、事務局のみなさん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

マスクの着用は個人の判断にしています。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、音の出ないようにご配慮ください。

諸報告

○議長（村田 憲夫） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席、17番 高尾委員。以上通告を受けています。

行政報告

○議長（村田 憲夫） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（村田 憲夫） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は１８名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただ今から第８回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件１件、許可申請案件１４件、証明案件３件、届出書受理案件１件、協議案件３件、合計２２件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（村田 憲夫） 日程第１、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より２名を指名します。

１番 平 峰 英 子 委員

２番 尾 藤 光 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（村田 憲夫） 日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第８回農業委員会総会（定例会）は、本日１日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって第８回総会（定例会）は、本日１１月２６日の１日間と決定しました。

農地法第１８条第６項の規定による通知について

○議長（村田 憲夫） 日程第３、報告第９号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西沢委員。

○４番（西沢 泰裕） 番号４４、４５、４６、５２、これを見ていただいて、借受人の名前と土地の所在地を並べ替えた方が分かりやすいという思いがありまして、例えば、４４と４５の間に５２をもってきたら地番が１６７、１６８と続きます。４５番を４６番の後にもってきたらきれいな番号になるんじゃないかなと思います。

○事務局（岡森 星歌） すみません、次からそのようにします。

○議長（村田 憲夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第９号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第５２号議案、農地法第３条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 付議事項に入ります。日程第４、第５２号議案「農地法第３条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、２番 尾藤委員、お願いします。

○現地調査員（尾藤 光） 今月の１３日、１番 平峰委員と事務局２名で現地調査を行いました。いずれも事務局の説明のとおり、特に申し上げることはありません。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

続いて、日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、３番 仲川委員、お願いします。

○現地調査員（仲川 弘之） 去る１１月１４日に３番私と４番 西沢委員、事務局２名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで補足することはありません。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第52号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第53号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第5、第53号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、2番 尾藤委員、お願いします。

○現地調査員（尾藤 光） 今月の13日に現地調査に1番 平峰委員と事務局2名で行きました。事務局の言うとおりで、特に申し上げることはありません。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第53号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第54号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第6、第54号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、2番 尾藤委員、お願いします。

○現地調査員（尾藤 光） 今月の13日に現地調査に1番 平峰委員と事務局2名の合計4名で行いました。事務局の言うとおりで、特に申し上げることはありません。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第54号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第55号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（村田 憲夫） 日程第7、第55号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、2番 尾藤委員、お願いします。

○現地調査員（尾藤 光） 今月の13日に1番 平峰委員と事務局2名、私の4名で現地確認いたしました。事務局の説明どおり、特に補足説明することはありません。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第55号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第56号議案、農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について

○議長（村田 憲夫） 日程第8、第56号議案「農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明の必要がありましたらお願いします。

城崎地域の現地調査の調査員を代表して、2番 尾藤委員、お願いします。

○現地調査員（尾藤 光） 今月の13日に現地調査として1番 平峰委員と事務局2名

の合計4名で行いました。事務局の説明どおり、特に補足することはありません。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第56号議案「農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について」は原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第57号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（村田 憲夫） 日程第9、第57号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第５７号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第５８号議案、農用地利用集積等促進計画に係る意見について

○議長（村田 憲夫） 日程第１０、第５８号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） なお、○番〇〇〇〇委員は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（〇〇委員 退席）

引き続き、事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第５８号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「異議なし」として、豊岡市長へ意見書を提出します。

では、○番○○○○委員は着席してください。

(○○委員 着席)

第５９号議案、農地法第２条第１項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について

○議長（村田 憲夫） 日程第１１、第５９号議案「農地法第２条第１項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 以上、事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第５９号議案「農地法第２条第１項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」は、原案のとおり可決されました。

所有者及び関係機関に非農地通知書を送付します。

閉会

○議長（村田 憲夫） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和6年度第8回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。
午後2時14分閉会